

農地法第5条申請 提出書類一覧

※書類の内容を読み、添付書類を漏れなく揃えてください。

★直近申請締切 月 日
★事前審査(立会) 月 日

県へ申請・許可
(最短1ヶ月程)

個・法	必要性	番号	書類名称	書 類 の 内 容	✓
個人	必須	1	第5条申請書	・申請する農地に係わるもの	
		2	登記事項証明書 (全部事項証明書)	・申請する農地に係わるもの(3ヶ月以内) 原本 ※事業計画地に農地以外の土地(宅地等)が含まれている場合はその分の要約書も必要です ※武雄法務局で取得できます(インターネットのものは不可)	
		3	申請地番を表示する図面 (14条地図)	※法務局で取得できます 不動産登記法第14条地図を添付(原本)	
		4	付近見取り図	・申請地を記載しておく ※ゼンリン地図・グーグルマップ等のコピーでも良い	
		5	施設の平面図	・建物の平面間取り図(完成に近いもの) ※建売住宅は上記に加え、全建物の平面図	
		6	建物の立面図	・建物を立てる場合に添付(※周辺農地への日照通風等の影響がないこと)	
		7	敷地内の配置図	・申請地の中に何をどのように配置しどこから出入りするのかが判りやすく記載する ・字図に配置図を落とした形で雨水・排水・生活雑排水等の経路を記載する ※合併処理浄化槽・汲み取り式設備等計画のものも全て記載する ・宅地分譲の場合、区画割、給排水(下水道)設備、付帯まで記載する	
		8	断面図	・造成計画で切土・盛土を行う際は添付する	
		9	必要な資力があることを証する書面	・事業費が発生する場合に添付(土地代金、整地費用、材料費等) ※金融機関の預金残高証明書は県に送付する月の前月までのもの ※通帳写しの場合、農業委員会では原本証明するため写しをとった月を確認しておく ・申請者に加えて他の者(親子間)から資金を受ける時は貸与証明を添付 ※申請者の配偶者から受ける場合は不要	
		10	見積書	・整地費・建設費等の業者の見積もり(※有効期限の無いもの・消費税を含む金額を記載) ・宛名は申請者であること	
		11	隣接耕作者の確認書	・トラブル防止のため条件があれば記載する(計画を詳しく説明しておいてください) ※特に排水関係は詳しく説明し条件があれば記載をお願いします。	
		12	行政区長・生産組合長・推進委員・農業委員の確認書	・トラブル防止のため条件があれば記載する(計画を詳しく説明しておいてください) ※特に排水関係は詳しく説明し条件があれば記載をお願いします。	
		13	選定理由書	・選定した理由及び候補地(地目が農地以外の土地)を記載する(候補地の地図を添付する) ※候補地2ヶ所必要です ※用途地域及び植林の場合は不要	
該当がある場合のみ		14	埋蔵文化財発掘の届出	・埋蔵文化財包蔵地に該当の場合に、塩田図書館 文化財Gに届出が必要	
		15	土地改良区の意見書	・土地改良区の地区内の農地のみ(真崎、五町田甲、谷所甲、谷所乙(下童地区のみ。一部鳥坂))	
		16	占用許可申請書	・建設課への申請書の写し(受付印があるもの)	
		17	道路法第24条申請書	・建設課への申請書の写し(受付印があるもの)	
		18	太陽光発電設備設置の申請の場合	・設備認定の申請をした事実を証する書面(経済産業省)	
				・みなし認定移行手続き参照画面の写し(経済産業省)※H29.4.1以前に認定受けたものは必要	
				・九州電力の工事負担金のお知らせ(支払済の場合は領収書)	
				・系統連系に係る契約の写し(九州電力)	
				・パネル面積のわかるものを添付する(パンフレットでも可) ※農地面積において設置面積が著しく狭い場合は求積表も添付する	
		19	その他	・事業計画がわかるもの(発電量等のシミュレーション) ・再エネ条例等に基づく届出書(写し) ※3,000㎡以上の申請時(新幹線・まちづくり課)	
				・隣接地所有者の承諾書(農地以外の土地も必要)	
				・申請者が現住所と登記証明書住所が異なる場合は、住民票を添付する また(住民票の前住所と登記証明書住所が異なる場合は、附票まで必要です)	
				・事業計画地に農地以外の土地が含まれている場合は、売買契約書等の写しを添付する(一休利用の確実性)	
				・農用地区域の場合は、農用地区域除外(農地利用計画変更)通知の写しを添付する	
				・貸家住宅・貸駐車場等の場合は、契約書・収支計画書を添付する ※賃料・支払方法等が記載されているもの	
				・建売分譲住宅では、宅地建物取引業者免許証の(写)・建築業許可書の(写)・請負契約書の(写)	
				・宅地分譲では、宅地建物取引業者免許証の(写)	
				・事前着工・違反転用等の場合は、始末書を添付する	
				・制限面積を超える転用の場合は、理由書を添付する	
法人			上記に加えて必要な書類	・行政書士等申請者以外の方が申請から受領までを行う場合は、委任状(認印で可)	
				・法人登記簿謄本(原本) または 定款(原本証明必須)	
				・地縁団体台帳・・・申請者が地縁団体である場合	
				・総会の議事録・・・法人格のない団体が申請する場合	